

化粧品の輸入手続き

○化粧品輸入の実務

- ①処方の確認 ⇒ 禁止成分のチェック(ホルマリン等)、防腐・安全性試験、原料規格の確認
- ②ラベル表示(全成分表示など)の作成
- ③商品発注
- ④外国製造業者届出の提出(医薬品医療機器総合機構へ)
- ⑤製造販売届出の提出(都道府県へ)
- ~~⑥輸入届出の提出(厚生局へ郵送)~~ → 2016.1より不要
- ⑦品質標準書の作成
- ⑧商品を海外から出荷
- ⑨商品が日本へ到着、通関
- ⑩商品の検査、ラベル貼付
- ⑪出荷